

令和5年4月5日

京浜交通圏のタクシー事業適正化・活性化協議会の書面開催について

今般、「公定幅運賃の範囲の指定方法等について」に基づき、公定幅運賃の変更を求める旨の要請書を提出してから3ヶ月の期間の間に、要請を行った法人タクシー事業者の合計車両数が、京浜交通圏の事業者全体車両数の7割以上となる要請があったことから、公定幅運賃審査基準に基づく要否の判定が行われ、その結果、関東運輸局により公定幅運賃の変更を行う必要があるものと判断されました。

このため、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条第1項及び同法施行規則第10条の5第1項の規定並びに同法施行規則第10条の5第2項及び第10条の6第1項の規定に基づき、令和5年3月9日付け関自旅二第2431号により関東運輸局長から「公定幅運賃の変更を求める要請に基づく運賃の範囲の変更に関する」通知があり、当協議会に対して当該運賃の範囲に関する意見照会がありましたので、下記のとおり書面により協議会を開催しますので公表します。

なお、新たに協議会の構成員として参画ご希望の方は、令和5年4月18日（火）までに下記の問い合わせ先までお申し出ください。

以上

記

1. 書面による協議会開始日 令和5年4月5日（水）
2. 協議内容 京浜交通圏の公定幅運賃の変更を求める要請
に基づく運賃の範囲の変更について

問い合わせ先

京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会 事務局

（一般社団法人 神奈川県タクシー協会）

三上・久保田

電 話 045（241）3577

FAX 045（241）3581